明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（環境三）　一

〔告　示〕
○電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件（総務八六）　四
○電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件等の一部を改正する件（同八七）　九
○産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法等の一部を改正する件（環境九）　一四

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　一七
特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、独立行政法人統計センター、特定計量器型式承認関係　四七
地方公共団体
行旅死亡人、押収物還付関係
会社その他
会社決算公告

省　令

○環境省令第三号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第十二号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年二月二十一日

環境大臣　石原　伸晃

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下「規則」という。）の一部を次のように改正する。

第一条の二第四項中「廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル汚染物を処分するために処理したものについて、当該処理したもの」を「当該ポリ塩化ビフェニル処理物」に、「場合は当該処理したもの」を「場合は当該ポリ塩化ビフェニル処理物」に改め、同条第五項中「から二四の項まで」を「から二五の項まで」に改め、「、令第二条の四第五号ニの指定下水汚泥を処分するために処理したものについて」を削り、「別表第一の一の項から二五の項まで」に改め、同条第六項中「、令第二条の四第五号ホの鉱さいを処分するために処理したものについて」を削り、同条第八項中「、ばいじん（国内において生じたものにあつては、令別表第三の二の項に掲げる施設において生じたものに限る。）について」を削り、「一の項」の下に「及び二四の項」を加え、「対応する同項」を「それぞれ当該各項」に改め、「、ばいじん（国内において生じたものにあつては、令別表第三の二の項に掲げる施設において生じたものに限る。）を処分するために処理したものについて」を削り、同条第九項中「、ばいじん（国内において生じたものにあつては、令別表第三の三の項又は四の項に掲げる施設において生じたものに限る。）又は燃え殻（国内において生じたものにあつては、同表の四の項に掲げる施設において生じたものに限る。）について」を削り、「二の項」の下に「、三の項、五の項、六の項、二三の項及び二五の項」を加え、「に対応する同項」を「ごとにそれぞれ当該各項」に改め、「、ばいじん（国内において生じたものにあつては、令別表第三の三の項又は四の項に掲げる施設において生じたものに限る。）又は燃え殻（国内において生じたものにあつては、同表の四の項に掲げる施設において生じたものに限る。）を処分するために処理したものについて」を削り、同条第十項から第十四項までを削り、同条第十五項中「第二条の四第五号カの」を「第二条の四第五号リの廃油を処分するために処理したものに係る」に改め、「、廃油（廃溶剤（トリクロロエチレンに限る。）に限り、国内において生じたものにあつては、令別表第三の一五の項に掲げる施設において生じたものに限る。）を処分するために処理したものについて」を削り、「トリクロロエチレンに限る。）ではない」を「別表第一の九の項から一八の項まで、二二の項及び二四の項の第一欄に掲げるものに限る。）ではない」に改め、「含まれる別表第一の九の項」の下に「から一八の項まで、二二の項及び二四の項」を加え、「に対応する同項」を「ごとにそれぞれ当該各項」に改め、「別表第六の九の項」の下に「から一八の項まで、二二の項及び二四の項」を加え、同項を同条第十項とし、同条第十六項から第二十五項までを削り、同条第二十六項中「第二条の四第五号ヰ」を「第二条の四第五号ヌ」に改め、「、汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものに限る。）のうち」を削り、「一の項」の下に「から二五の項まで」を加え、「物質に対応する同項」を「物質ごとにそれぞれ当該各項」に、「ごとに対応する同項」を「ごとにそれぞれ当該各項」に改め、「、汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、令別表第三の二六の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）を処分するために処理したものについて」を削り、同項を同条第十一項とし、同条中第二十七項から第四十九項までを削り、第五十項を第十二項とし、第五十一項を第十三項とし、第五十二項を第十四項とし、第五十三項中「から第四十九項まで」を「から第十一項まで」に改め、同項を同条第十五項とする。